

仕様書

- 1 修繕名 令和7年度ペットボトル等処理施設管理諸室電灯取替修繕
- 2 履行場所 東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センター
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 修繕内容 ペットボトル等処理施設管理諸室に設置している蛍光灯器具等をLED照明に交換するものである。

5 施工基準

- (1) 本修繕の施工にあたっては、下記に示す図書のほか、本仕様書によるものとする。
- (2) この仕様書に記載のない事項に関しては、原則として下記による。また、仕様の変更追加等が生じた場合は、発注者、請負業者で協議の上決定する。
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)

6 優先順位

本修繕は下記により施工し、相互間の内容に相違がある場合の優先順位は、次に示す記載の順序とする。

- ① 質問回答書、②本見積要領・設計仕様書、③公共建築改修工事標準仕様書（令和4年度版）、④既存建物竣工図書

7 質疑

- (1) 本修繕に関する疑義は、契約前に質疑応答書をもって相互確認すること。
- (2) 設計図書、仕様書に記載がなくとも、構造及び設備上から当然必要だと認められる事項については、発注者との協議に従い施工する。
- (3) 仕様書、見積書、設計図書等に記載の無い不測の事態が発生した場合は、お互いに誠意を持って協議し、問題の解決に努めること。

8 設計変更

- (1) 発注者の要求により設計変更が生じた時は、原則として予めそれに代わる見積を提出し発注者の承認を受けた上で変更工事に着手する。
- (2) 少量変更する等の軽微な変更の場合、請負金額は増減しない。

9 工法の決定及び事前調査

- (1) 事前に決定されている場合を除き、仮設や工法等、工事を完成する為に必要な手段については、請負者が施工計画、要領書を作成し発注者の承諾を得た上で決定する。
- (2) 修繕着手前、足場仮設後、工事全面の事前調査を行い修繕に伴う補修箇所、数量及び程度を丹念に記録し、発注者の承認を受けること。

1.0 一般事項

- (1) 受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行するものとする。
- (2) 受注者は、修繕の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負うものとする。
- (3) 本組合では、省資源・省エネルギーの推進、3R（発生抑制、再使用、再生利用）活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っていることから、本修繕の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施する。
- (4) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定に準じて発注者が行う監督業務は、担当課職員の中から選任された者（以下「担当職員」という。）が行うものとする。
その他、請負者との協議・調整及び履行確認、検査の立会等の業務についても、担当職員が行うものとする。
- (6) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行う。
- (7) 発生材は、特記がある場合を除き、場外搬出のうえ適正処分するものとする。
- (8) 本修繕の履行に必要な電気及び水は、既存施設のものを無償にて利用できるものとする。
- (9) 本修繕の履行に関し官公署その他の関係機関への届出等が必要な場合、それらに要する費用、検査立会費用等は発注者の負担とする。ただし、受注者は、届出等に必要な書類の作成に協力するものとする。

1.1 修繕内容

- (1) 交換対象となる灯具は、改修の対象となる照明器具及び新設の仕様・規格は、次に示すとおりとする。公共型番が示されているものは公共型番の仕様に合致していること、仕様を示しているものは提示する仕様を満たしていることを、納入仕様書を提示して確認を受けること。器具メーカーは三菱電機照明(株)・東芝ライテック(株)・パナソニック(株)・岩崎電気(株)・オーデリック(株)から選定し、器具種別ごとに別メーカーになつても良い。

記号	器具型式	公共型番・仕様	台数	設置室
Ⓐ	ダウンライト	φ125 クラス 100 遮光 15 度 白色コーン 昼白色	30	2階廊下・3階廊下・男女ロッカー室
Ⓑ	ダウンライト	φ125 クラス 200 遮光 15 度 白色コーン 昼白色	28	各階便所・3階廊下・玄関外
Ⓒ	軒下用ダウンライト	φ150 クラス 250	4	アプローチ
	リニューアルプレート	φ200→φ150	4	
Ⓓ	ベースライト 450 角	LRS15-4-58	7	1階玄関

⑤	ベースライト埋込防湿	LRS10MP/RP-4-21	3	2階男便所・2階女便所
⑥	ベースライト逆富士 20x1	LSS9-2-07	4	1階倉庫・2階倉庫・3階温水器室
⑦	ベースライト逆富士 32x1	LSS9-4-23	5	3階倉庫1・倉庫2・中央倉庫・洗濯室
⑧	ベースライト逆富士 32x2	LSS10-4-48	12	作業員休憩室・男子ロッカーリ・女子ロッカーリ・電気室
⑨	壁付け LED 電球ブラケット	LED 電球 4.5W(E26)×1	2	1階便所・2階多目的便所
⑩	階段灯	LDS1-K1-LBF11	4	階段

※埋込器具（ダウンライト・下面開放器具）設置個所に断熱はありません。

- （2）撤去品（蛍光灯・白熱灯）は、受注者が産業廃棄物として適正に処分することとし、処分費用は本修繕に含むものとする。
- （3）現状の灯具の設置位置が添付図（竣工図）と異なる場合は、現状の位置に設置するものとする。
- （4）電線及び電線管等は、原則として既設流用とするが、灯具の追加、施工の都合または長さ調整などに必要な電材・消耗品は本修繕に含むものとする。
- （5）既存の灯具を取外した後に穴ができる場合は、見栄えを考慮して適当な材料で塞ぐものとする。
- （6）高さ2メートル以上の箇所で照明器具の取替えを行う場合、高所作業車、または移動式足場等を利用するなど墜落・転落防止措置を十分に行わなければならない。
- （7）器具の設置位置は、添付図（竣工図）もしくは、現状の位置に設置するものとするが、施工の都合上、指定の位置に設置し難い場合は、器具から半径1mの範囲内で設置位置を変更することができるものとする。ただし、この場合において配線の延長が生じた場合は、露出ボックス及び電線管等により適切に配管・配線を行う。
- （8）電線及び電線管等は、原則として既設流用とするが、灯具の追加、施工の都合または長さ調整などに必要な電材・消耗品は本修繕に含むものとする。
- （9）吊下型の灯具については、既存の取付金具を再利用するものとする。再利用しない場合は、受注者が別途取付金具を用意し、取付けるものとする。
- （10）配線の途中で結線が必要となったときは、樹脂製または金属製の露出ボックスを取付け、ボックス内で結線するものとする。
- （11）配線は、原則として露出させてはならないが、電線管の敷設が困難な場合は、担当職員の承諾を受けた後、ナイロン製の半割れ波付き保護管等により配線を保護するものとする。

1.2 提出書類

本修繕の履行にあたっては、契約約款に定める書類のほか、次の書類を提出すること。

(1) 着工前

- ① 着手届
- ② 実施計画書（作業工程表添付）
- ③ 施工計画書（施工体制台帳、現場編成等を含む）
- ④ 修繕実施責任者及び主任技術者指名届

(2) 完了時

- ① 材料納入リスト（使用材料一覧表）
- ② 写真（着手前、作業中及び完了の写真、作業内容を明記すること。）
- ③ 報告書（作業内容及び結果の報告）
- ④ 監督立会書類（材料確認書、段階確認書、立会書）
- ⑤ 施工図（略図で可）
- ⑥ 修繕完了届

1.3 材料

(1) 同等以上の材料

- ① 本修繕に使用する材料は、本仕様書において特記されたもの、またはこれと同等品を使用する。ただし、同等品を使用する場合は、あらかじめ、同等品確認書を提出し、担当職員の承認を受けるものとする。
- ② 使用する機材が、本仕様書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を担当職員に提出する。

(2) 製造所仕様

本仕様書・共通仕様書に規定されていない特別な材料の使用は、該当製品の製造所の指定仕様によるものとする。

(3) 責任施工

本仕様書中に記載されている責任施工の該当工法・施工会社などは、発注者の許可無く変更することは出来ない。

1.4 現場管理

(1) 施工管理等

- ① 受注者は、本仕様書に適合する修繕を完遂させるために、施工管理体制を確立し、品質、工 程及び安全等の施工管理を行う。
- ② 修繕の完成に際しては、当該修繕に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。
- ③ 工事施工に携わる下請負人に、修繕関係図書の内容を周知徹底する。

(2) 施工中の安全の確保及び環境保全

- ① 労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法その他の関係法令にしたがい、工

事施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。

- ② 工事現場の安全衛生に関する管理は、修繕実施責任者がこれを行う。
- ③ 施工管理及び安全管理等について、工事着工前に担当職員と協議すること。
- ④ 修繕実施責任者は、工事の安全管理、工事全般の調整及び運営委託職員とのコミュニケーションを図るとともに、防犯対策及び職員の安全を充分に確保すること。

（3）技術者の配置

- ① 受注者は、経験を有する責任者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- ② 実施責任者は、電話等で速やかに連絡がとれる体制で、担当職員の指示を受け、施工管理及び材料機器等の保管についての責任を負うものとする。また、現場作業員の安全管理、指導等及び修繕に関する一切の事項を処理すること。

1.5 施工時間帯及び立会

- （1）作業時間は8時30分から17時までとする。平日作業が可能であるが、管理諸室の機能を維持しながらの更新修繕のため、作業スケジュールについては十分な打合せを行い、担当職員の承諾を受けた実施工程表にしたがって行う。
- （2）施工の立会については、主要部材を設置する場合及び施工後に検査が困難な箇所を施工する場合に行うものとし、適切な時期に担当職員に対して立会の請求を行う。
- （3）立会計画は次のとおりとする。

修繕項目	材料確認	段階確認	完了立会
電気工事	・部品搬入時	・解線・結線状況 ・灯具、配管固定状況	・結線後絶縁抵抗測定
試運転調整	—	—	・点灯試験

1.6 電気

- （1）電線は、金属管、P F管、C D管、金属製可とう電線管等の内部で接続してはならない。また、芯線相互の接続は、原則として圧着スリーブ、電線コネクタ、圧着端子等の電線に適合した接続金具を用いる。
- （2）絶縁電線相互及び絶縁電線とケーブルとの接続部分は、絶縁テープ等により、絶縁被覆と同等以上の効力があるように巻き付けるか、または、同等以上の効力を有する絶縁物をかぶせる等の方法により絶縁処理を行う。
- （3）電線と機器端子との接続は、電気的及び機械的に確実に行い接続点に張力の加わらないよう接続する。
- （4）機器に付属される制御及び操作盤は、「電気設備技術基準」及び「電気用品安全法」に定めるところによるものとし、製造者の標準仕様とする。
- （5）制御及び操作盤はドアを閉めた状態で、充電部が露出してはならない。なお、感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処置を施す。

1.7 試運転

担当職員の立会いのうえ試運転を行い、確認を受けなければならない。なお、確認の結果、異常を認めた時は、担当職員の指示により再調整の後に再び確認を受けなければならない。

1.8 遵守事項

受注者は、労働安全衛生法等、関係法令を遵守し作業員の安全及び衛生管理に努めなければならない。

1.9 その他

- (1) 修繕に必要な機材及び工具は、特に定めのない場合は持参すること。その他、やむを得ず、本組合の機材及び消耗品等を使用する時は、あらかじめ担当職員の承認を得ること。
- (2) 作業員詰所及び機材置場等については、担当職員と協議する。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。

内訳書

仕様書に記載の型番は参考型番であり、同等の性能を有することが確認できること。

